

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			目標値(令和6年度)見直し後の目標値と見直し理由(L) ※重点事業のみ※			
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	-	14,000件	数値上昇型	11,358件【12,000件】	DV被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を引き続き2回実施した。	B	あらゆる機会をとらえ相談につなげ、自立に向けて寄り添った支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設ける。	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。くに困難な問題が多いため、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。くに困難な問題が多いため、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。		
②社会的養育の推進	社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。	社会的養育に関する普及啓発や里親・ショートステイ協力家庭候補者の育成を行います。	重点事業	156	社会的養育基盤構築事業	児童相談課	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭	①数値上昇型 ②数値上昇型	教育体験発表会のほか、里親個別相談会を2回実施し、制度の普及と里親家庭の登録促進を行いました。養育家庭の新たな登録があったものの、休止家庭も生じたため目標値までは至りませんでした。	B	区民ひろばを利用した里親出張相談会や、ミニ養育体験発表会の開催など制度普及と登録促進イベントを強化します。また、登録済みの里親家庭に対しても、里親包括支援事業者と連携して、きめ細かな相談対応や研修の実施など支援を行っています。	①7回【5回】(87.5%) ②22家庭【21家庭】(100%)	区主催イベントへの参加や個別相談会・地域への出前講座等をはじめ、庁舎内や都電を活用した里親制度の広報を通じて、区児相が開発したメリットを最大限に活かした、区独自の里親制度の普及啓発と里親登録家庭拡充事業を展開した。	A	里親登録のさらなる拡充と未委託里親への委託促進のため、小学校区を基準とした里親登録促進をファシリテーター事業と連携し行う。体験発表会や各種イベントを活用し広く里親制度への認知度の向上に向けて取り組む。引き続き委託里親の育成や適切なマッチングを行い、委託促進に向けて支援を行う。		不要	
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業(アシストしま)【再掲】	子ども若者課	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども、若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす)	①数値上昇型 ②数値上昇型	公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センターと連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利擁護センターとの連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。	①31件【20件】(124%) ②17件【30件】(42.5%)	区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利擁護センター等との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。		不要	
			計画事業	157	袖子の木教室(適応指導教室)	教育センター	不登校状況にある児童・生徒のうち、適応指導教室を利用することが有効と認められる児童・生徒に対して、在籍校と連携し、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通していつでもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシッターとして機能します。	義務教育修了時点の社会復帰率	-	100%	数値維持継続型	96%【100%】	集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充等、社会的自立に向けた支援と、より良い進路選択のための支援を充実させた結果、学校復帰や主体的に進路選択する児童・生徒が増えた。	B	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく	100%【100%】	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく	A	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく ・VLP事業「バーチャル袖子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。		
			計画事業	158	教育相談	教育センター	養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対する解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では必要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数	-	460件	数値維持継続型	444件【460件】(97%)	令和4年度の取組みとして新たなパンフレットの作成や教員向け資料を作成・周知したことにより、学校における教育相談の認知度が高まったことやコロナによる制限が徐々に緩和されたことで、相談件数がコロナ禍以前の水準に戻りつつある状態となった。	B	・学校配置型事業を更に充実させる ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく	495件【460件】	令和4年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携することで、教育相談の認知度が高まり、相談件数が目標件数を上回った。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。		
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数(全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数も2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼をする。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数も2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。		
計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、学ぶ権利の確保に向けた支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型)の支援を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	支援・関与数	-	180件	数値維持継続型	113件【180件】	従来の派遣型に加え、令和4年10月より3名増員し、新たに各校毎週3時間の学校配置型事業を開始。学校と協働し、不登校、いじめ、虐待等の未然防止、早期発見機能を強化した。学校の距離感が縮まり、随時の情報共有が可能となった。	C	・学校配置型事業を更に充実させる。 ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく。 ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく。	110件【180件】	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回(30校×3時間×35回)巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	C	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。		令和2年度・令和3年度の目標値を【120件】から【180件】に変更したため令和2年度・3年度の評価をBからCに変更してほしいとの申し出がありました。あわせて数値上昇型から数値維持継続型に変更。			

具体的な取組			事業の概要							目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			目標値(令和6年度)見直し理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者への支援も推進します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設【①令和3年度中に開設】 ②— 【②50件】	①— ②数値上昇型	①設置に向け検討【令和5年度中に開設】	A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、アウトリー型での相談を進める。	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスクイブや中高生センタージャンプでのアウトリー型活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	見直しの要否と見直し後の目標値と見直し理由(L) ※重点事業のみ※	
			計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援する。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	—	20件	数値上昇型	55件【20件】	A	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。		
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	重点事業	159	生活困窮者自立相談支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	福祉総務課	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ること、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営における課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	①支援者数 ②無料学習団体数(とこネット登録団体)	①47人 ②14団体18教室	①42人【①60人】 ②— 【②20団体25教室】	①数値上昇型 ②数値上昇型	①34人【30人】 ②15団体19教室【18団体18教室】	B	引き続き、学習支援の後方支援活動としてとこネット運営を実施する。	①19人【30人】(45.2%) ②15団体19教室【18団体18教室】	支援希望者が少なかったため目標値には届かなかった。	C	引き続き、学習支援の後方支援活動としてとこネット運営を実施する。	①必要 ①42人 ②不要 ①子どもとの接触機会が減少していることに鑑みた。	
			重点事業	140	子ども・若者支援事業【再掲】令和6年度より「次世代育成支援事業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようになります。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で課題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていくように支援します。	高校等在籍率	100%	100%を維持	数値維持継続型	95.83%【100%】	B	専門の支援員が支援対象世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行いました。	100%【100%】(100%)	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	不要	
			計画事業	160	家計改善支援事業	福祉総務課	子どものいる世帯に対する家計改善に対する助言等を実施します。	家計収支改善の見え易いアドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自身が生活再建を進めるための支援をします。	家計改善支援数	—	70人	数値上昇型	83人【70人】	B	引き続き、貸付償還世帯等に対して適切な支援提案を実施する。	81人【70人】	多重債務の整理など状況に応じた支援を実施した。	A	引き続き適切な支援提案を実施する。		
			計画事業	161	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるように支援します。	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	高校在籍率	—	100%	数値維持継続型	95.83%【100%】	B	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施します。	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や課題を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施する。		
			計画事業	162	被保護者自立促進事業	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	支給人数	—	25人	数値維持継続型	22人【25人】	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。	23人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと被保護者次世代育成支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。		
			計画事業	163	奨学金基金支援事業	生活福祉課	高等学校就学期の子を持つ本事業該当世帯を経済的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	支給率	—	①98.0% ②85.0%	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①100%【98%】 ②87.2%【84%】	A	生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、なるべく早い時期からケースワーカーや子ども若者支援員に協力を依頼します。	①100%【98%】 ②85.8%【85%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行ないました。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	①100%【98%】 ②85.8%【85%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行ないました。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	A	児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当支給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。
			計画事業	164	就学援助費支給	学務課	広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	就学援助申請者数	—	申請者数を令和2年度と比較して5%増、2,126名を目指す。	数値上昇型	1,867名【2,025名】 92%	B	引き続き広報活動を進める。	1,912名【2,025名】	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的な広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度				令和5年度				目標値(令和6年度)見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業	165	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	困窮する世帯に対し、塾代や受験料の提供を実施します。	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	支給決定数	-	300人	数値上昇型	175人【150人】	学校への周知など行いながら、相談件数の増加における周知活動を実施した。	B	学校への周知など行いながら、相談件数の増加における周知活動を実施する。	172人【150人】	窓口での相談の際に支援策のひとつとして情報を提供した。	A	相談件数の増加にむけた周知活動を実施する。	
			計画事業	166	住居確保給付金	福祉総務課	新型コロナウイルス感染症の影響により、減収された方等を対象に、就職活動を支援することで就職を決定します。	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額(上限あり)を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。	支給決定数	-	100人	数値上昇型	237人【50人】	昨年度に引き続き申請件数は減少しているが、4年度中は全ての要件が通常時のものには戻っておらず、未だ平時に比べ高い水準にある。	B	5年度よりコロナ特例の要件緩和が全て撤廃された。また、コロナ特例と位置付けられていた減収者・休職者に対する支給が本則として運用されることから、2～4年度ほどでは無くなる。コロナ前に比べて利用者の増加が見込まれる。制度の切り替わりにおいても適切な支援を実施すべく、運用マニュアル等の見直しを実施する。	43人【50人】	5年度よりコロナ特例の要件緩和が全て撤廃されたことから、令和2～4年度の件数からは激減した。	B	引き続き適切な給付を実施する。	
			計画事業	167	フードドライブの実施	ごみ減量推進課	社会福祉協議会と連携し、ごみの減量とともに、子ども食堂や必要とする方に食料を届けます。	社会福祉協議会と連携して、区内で余った食品を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。	社会福祉協議会へ提供した食品数	-	640kg	数値上昇型	約1,806.5kg 達成率100%	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店やサンシャインシティ、帝京平成大学との連携によるフードドライブを計11日間実施。SNSや区HP等で当事業内容の周知を行った。	A	令和4年度で連携した民間事業者と引き続き連携し実施していくほか、新たに連携できる事業者等の開拓や、当事業に関する効果的な啓発方法の検討していく。	約1,337.2kg	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店やサンシャインシティ・帝京平成大学の民間事業者等との連携によるフードドライブを計11日間、消費生活展・エコライフフェア・ファーマーズマーケット等区イベントで計4日間特別受付を実施。SNSや区HP等で当事業内容の周知を行った。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き続き連携していく。また、新規事業者とも連携するなど、本来の目的である食品ロスの削減に向けて効果的な周知・啓発の方法を図り実践していく。	
			計画事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	-	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①23回【64回】(35%) ②190人【1,384人】(14%)	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会は開催中止となりました。なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、対面開催以外に、年7回お便りを発行し、内容によって返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めました。また、学習会の場や返信ハガキで寄せられた子どもたちの意見や要望は、積極的に学習会の企画内容に取り入れています。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難です。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っています。	①22回【64回】 ②305人【1,391人】	新型コロナウイルス感染症が収束したため、以前のように対面学習の子どもへの参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したので、徐々に従来の対面での学習会を開催を増やしていきたいように努めています。また、区内で学習支援を行っている団体等が増えてきていることから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場につないでいけるような仕組みづくりに取り組んでいきます。	
			計画事業	145	就労支援専門員支援事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	-	300人	数値維持継続型	442人【300人】	コロナ感染予防に留意しながら、要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	367人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	
			計画事業	146	就労準備支援(就労意欲喚起)事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	-	90人	数値維持継続型	85人【90人】	コロナ感染予防に留意しながら要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促した。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	72人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促した。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	

具体的な取組			事業の概要							目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度				令和5年度				目標値(令和6年度)見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	重点事業	168	ひとり親家庭支援センター事業	子育て支援課	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	相談件数	9,384件	10,000件	数値上昇型	7,684件【9,000件】	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、としま子ども若者応援基金を利用した食糧支援をのべ970世帯におこなった。	B	引き続き相談対応に重点をおき、NPO団体とも連携し、生活安定に向けた支援につなげていく。	7,224件【8,000件】(72.2%)	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。またひとり親になる前からの相談（離婚前相談）にも力を入れ離婚前の取り決めをまとめたリーフレットを作成した。	B	ひとり親の相談がその場の困りごとを解決する対応となってしまう、長期的な生活の安定を目指した支援につなげていない。単発に支援策を提供するのではなく子どものライフステージを視野に入れた自立支援プログラムを開拓すべく体制の整備を行う。	不要
			計画事業	169	養育費に関する取組促進事業	子育て支援課	養育費を確保することで離婚後のひとり親世帯の生活安定を目指します。	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取組決めを行うことを促進します。	事業利用者数	-	15件	数値維持継続型	7件【15件】	離婚前相談から事業の周知につとめ、ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの必要性を伝えた。	B	離婚前からの相談支援につとめ、養育費の取決めの重要性を相談者に伝え、具体的に専門相談への連携を強めていく。	4件【10件】	離婚前のガイドブックを作成。離婚前相談から養育費促進事業の周知につとめた。ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの必要性を伝えていく。	B	離婚前のガイドブックを利用しながら離婚前からの相談支援に努める。引き続きHP、セミナーを活用し養育費の取決めの重要性を相談者に伝える。社会情勢も注視しながら専門相談への連携を強める。	
			計画事業	170	母子及び父子福祉資金	子育て支援課	ひとり親の経済的自立の援助とその扶養する児童の福祉増進を図ります。	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	貸付件数	-	60件	数値維持継続型	26件【50件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なことを説明し事業案内に努めたが、コロナ禍において給付金も増加し、相談自体が減少した。	C	まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談を取り入れ、返済も含めた長期的な相談を行う。	23件【40件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なことを説明し事業案内に努めた。貸付後の生活相談も含めて返済計画もを行っている。給付型奨学金も増えたため、相談や貸付金額は減少している。	B	まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談ができるような体制にする。返済も含めた長期的な相談支援につなげていく。	
			計画事業	171	母子家庭等自立支援給付事業	子育て支援課	資格取得、講座取得を促しひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	事業利用者数	-	18人	数値上昇型	11人【15人】	ひとり親の生活相談者または離婚前の相談者に対し、長期的な視野を持って増収を図るための資格取得や講座の案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性をその給付についての周知を行う。とりわけ離婚前の相談者に対して積極的な案内を行う。	5人【15人】	ひとり親の生活相談者または離婚前の相談者に対し、子どものライフステージに係る金銭面の相談も含めて長期的な視野を持ってもらえるよう努めた。そのため増収を図る資格取得や講座の案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性をその給付についての周知を行う。とりわけ離婚前の相談者に対して積極的な案内を行う。	
			計画事業	172	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	ひとり親の自立促進のために転職、就職等の就労支援を行います。	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	就職率	-	80%	数値維持継続型	57%【80%】	ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。就職に有利な資格取得についても勧めている。	B	就労の内容まで踏み込み、長期的な寄り添い対応を行う。就労しただけでは終わらせず、安定した就業を重視して相談継続していく。	56.2%【80%】	ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。就労の妨げとなる課題解決についても行ってきている。現在の就労問題だけでなく今後の就職に有利な資格取得についても勧めている。	C	ひとり親の就労の軸となる支援の枠組みを構築する。生活状況から就労の内容まで踏み込み、子育てのライフスタイルに合わせた長期的な寄り添い対応を行う。就労しただけでは終わらせず、安定した生活を第一に考え相談継続していく。	
			計画事業	173	福祉住宅	福祉総務課	住宅にお困りのひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅にお困りのひとり親世帯の方への福祉住宅の募集戸数	-	20戸	-	1戸【1戸】100%	福祉住宅の空き状況により斡旋するため、令和4年度の募集実績は1戸。	B	空き状況により引き続き募集を続ける。	0戸【0戸】	福祉住宅の空き状況により斡旋するため、令和5年度の募集実績は0戸。	B	空き状況により引き続き募集を続ける。	
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもが、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	ひとり親世帯の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率	-	100%	数値維持継続型	100%【100%】	コロナの影響を最小限にすべく週2回の開催を定着させた。教室参加が困難な子にはリモート授業または補習のためのチューブ配信も試験的にとりいれ学習の機会を増やした。進路希望に合わせた親面談も行い、ひとり親支援の紹介も行った。	A	週2回開催を標準化し、参加の機会を拡大する。教室の中でもできるだけ少人数の個別対応ができる体制で行う。外部試験（模試）を積極的に取り入れ高校入試に対応する。親とも併走し必要な支援を提供していく。	100%【100%】	週2回開催を標準化した。どちらにも自由に参加でき個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的ななかかりを持ってよう努めた。	B	ひとり親の支援対象にあった所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。個々の状況に合った安心した居場所づくりにも努める。	
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数	-	100日	数値維持継続型	88日【100日】	保健師や子どもの権利グループ、NPO法人等の相談から繋がる形で特定妊婦、要支援家庭の利用をすすめた。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点をおき、子の面接（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を処遇に反映させた。	B	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	92日【100】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとり入れた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	
			計画事業	155	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	-	20世帯	数値維持継続型	15世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時担当の指導員による面接、心理面接もおこなった。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、自立できるよう支援をおこなう。子の視点からの支援も重視する。	17世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時担当の指導員による面接、心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時担当の指導員による面接、心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度				令和5年度				目標値(令和6年度)見直し理由(L) ※重点事業のみ※			
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)				
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	重点事業	174	発達支援相談事業	子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業)	発達相談件数	5,048件	5,200件	数値上昇型	5,083件 【5,000件】	行事やイベントは中止することなく実施できた。個別の専門相談については枠を月8日分増設。指導室の不足には、サテライト施設として区民ひろば2か所を借りて実施した。	B	引き続き、相談増設分(R4年度—8日、R5年度—16日)を継続し、相談への早期の対応をする。	7,430件 【6,000件】 (142.9%)	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。	不要			
			計画事業	175	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	重度障害者の学習する場を支援します。	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	-	-	-	-	-	-	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業であるため、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。	-	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業であるため、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。	-		
			計画事業	176	発達支援センター(仮称)の設置検討	教育部保健福祉部 子ども家庭部	令和6年度より子ども家庭支援センターに変更	発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。	発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。	-	-	-	-	-	千川中学校の複合施設が浮上し、教育センターとの複合施設設立に向け取り組む。	A	関係課と協議のうえ、図面作成や各部屋の構成など、利用環境を想定し具現化していく。また、教育センターとの連携のあり方について協議を進める。	-	教育部関係課及び障害福祉課と協議を設置。近隣自治体への視察等を踏まえ、望ましい複合施設のあり方について検討を進めた。また、図面作成のために職員数や利用者数の算出や適正な部屋数について検討を進めた。	A	教育センターと担当者レベルの協議を進め、利用者にとって利便性の高い施設運営を目指す。また、必要物品の割り出しなどより具体的な作業に入ることから、細部にわたり確認を進める。	-		
			計画事業	177	発達障害者相談窓口	障害福祉課	発達障害者に関する相談窓口	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の相談者数	-	相談者数180人	数値上昇型	205人 【180人】	区民向けに広報としま・講演会実施時に、関係機関向けに連携会議やリーフレット配布等で窓口の周知をし幅広く相談に応じ、相談内容により、関係機関と連携をとった。	A	窓口の周知に努め、引き続き関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	217人 【190人】	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口・講演会等を幅広く広報し、関係機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図った。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を図った。	A	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口の周知に努め、関係機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化する。個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	-		
			計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談	教育センター	-	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計画事業	179	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	指導課	-	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。	全校園における交流及び共同学習の実施	-	全校園における交流及び共同学習の実施	-	-	-	要小中学校で交流・共同学習を実施した。	A	東京都補助事業として要小中学校をモデル校とし、インクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。	モデル校での事業成果を広く周知し、豊島区特別支援教育推進計画に基づいて、区内小・中学校での交流及び共同学習を推進する。国立特別支援教育総合研究所の支援事業を実施し、全校におけるインクルーシブ教育の実現を目指す。	全校が交流及び共同学習を教育課程に位置付けた。	東京都補助事業として要小中学校が取り組んできたことを参考に、各校でインクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。	A	モデル校での事業成果を広く周知し、豊島区特別支援教育推進計画に基づいて、区内小・中学校での交流及び共同学習を推進する。	-
			計画事業	180	巡回子育て発達相談事業	子ども家庭支援センター	-	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ、学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設への訪問件数	-	500回	数値維持継続型	533回 【500回】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行った。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	560回 【540回】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行った。特にスキップからの依頼が増加した。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	-		
			計画事業	181	発達障害者心理相談補助事業	障害福祉課	-	発達障害の当事者やその家族が、発達障害に関する問題について、区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の支援をします。	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の費用の一部を補助します。	適正な補助金の支出数	-	360件	数値維持継続型	330件 【360件】	区民向けに区ホームページで事業の周知を行うとともに関係機関向けに連携会議等で事業内容の周知をし、利用に繋がった。また、カウンセリング実施機関と密に情報共有し補助金の支出をした。	B	当グループ相談窓口での相談の状況や実施機関のカウンセリングの受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行う。	492件 【360件】	区民向けにホームページ、ちらしで事業の周知を行い、関係機関向けには連携会議等で事業の周知やカウンセリング機関の見学会を実施し利用に繋がった。またカウンセリング機関と密に情報共有し、円滑な事業運営を行う。	A	区民や関係機関に事業の周知を行うとともに、丁寧に事業内容の説明を行い適切な利用につなげる。カウンセリング機関とは当グループ相談窓口の状況やカウンセリング機関の受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行う。	-		
			計画事業	182	障害児保育事業	保育課	-	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ何回障害児訪問保育を実施します。	必要なサポートを行いながら保育を実施	-	-	-	-	-	コロナ禍でも、感染対策を徹底したうえで、必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受入れて事業を継続する。	-	必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受入れて事業を継続する。	-	
			計画事業	183	学童クラブでの障害児受入	放課後対策課	-	放課後の保育が必要な障害児を学童クラブで受け入れ、支援を行います。	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	実施施設数(全学童クラブ22校)	-	22施設	数値維持継続型	22施設 【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現しました。	A	受け入れ態勢を整備しながら全校で実施していきます。	22施設 【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現しました。	A	障害児の増加に対応するため、スクールスキップサポーターを全施設に複数名配置してまいります。	-		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度				令和5年度				見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	184	障害児通所支援事業	障害福祉課	将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進します。	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業所において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等サービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や休休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	適正な受給者証の発行数	-	597件	数値維持継続型	658件 (内訳) ・児童発達支援332件 ・医療型児童発達支援2件 ・放課後等サービス296件 ・保育所等訪問24件 ・居宅訪問型児童発達支援4件【658件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	812件 (内訳) ・児童発達支援428件 ・医療型児童発達支援1件 ・放課後等サービス328件 ・保育所等訪問50件 ・居宅訪問型児童発達支援5件【812件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	
			計画事業	185	障害者(児)日中一時支援事業	障害福祉課	施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行いサービス利用へつなげます。	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	適正な受給者証の発行	-	87件	数値維持継続型	75件【75件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。	72件【72件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。	
			計画事業	186	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関で発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行い、各ライフステージを通じて一環した支援ができるようになります。	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	発達障害者支援ネットワーク会議(専門部会含む)の開催	-	2~3回	数値維持継続型	3回【2~3回】	発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、精神科医師の講話後、意見交換を行った。専門部会は2回開催した。初回は各部署の取組みについての情報共有を行い、2回目は区内の施設見学を行い連携の強化を図った。	A	会議会員の構成を変更し、ライフステージを通じて切れ目のない支援の実現に向け、ネットワーク会議および専門部会を開催し、関係機関との連携強化を図る。	3回【2~3回】	ライフステージを通じて切れ目のない支援の実現に向け、発達障害を有する子どもから大人を支援する各部署から選出された会議会員でネットワーク会議および専門部会を開催した。会議では各部署が実施する発達障害者支援に関する事業の情報共有、事例検討、医療機関見学等を行い連携と支援力の強化を図る。	A	発達障害者支援ネットワーク会議では大学教授による発達障害に関する講義を行い、ライフステージを通じて切れ目のない支援について意見交換を行う。専門部会では情報交換、事例検討等を通じて切れ目のない支援の実現に向け支援力と連携の強化を図る。	
			計画事業	187	障害者サポート講座	障害福祉課	映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫し、区民が関心を持ち、参加しやすい講座とします。	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	区民ひろば等での講座開催	-	20回	数値上昇型	4回【4回】	としまテレビを通じた周知活動を3回実施したほか、としま産業振興プラザ(IKE・Biz)にて発達障害者講座を連携して実施した。	A	引き続き、広報物や啓発物を通じた理解促進を図るほか、当事者による講演会や映画上映会の実施を検討する。	4回【4回】	発達障害者支援事業や障害者団体連合会と連携した講演会を実施したほか、サンシャインシティでの出前講座を実施した。としま子ども会議と連携し、参加した子ども達にとしまテレビに出演してもらい、YouTubeで放映した。	A	引き続き民間事業者など幅広い区民への周知を図る。また子どもなど多くの方にとって、分かりやすいことを意識したサポート講座を実施していく。	
			計画事業	188	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	障害者に対して文化活動などの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まことミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。	障害者アート事業実施回数	-	5回	数値維持継続型	5回【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」(オンライン)、まことミュージアム、まちかど回遊美術館、Echika池袋「障害者アート展」、障害者アート教室を実施した。	A	オンラインと実際の展示を併用しながら、新たな展示場所の調整を行うなど、幅広い区民への周知を図る。	5回【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」は、センタースクエアでの展示を再開し5日間で783名の来場者があったほか、オンライン展示も引き続き実施した。まちかど回遊美術館は新たに「サンシャインアリスホテル」での展示を行った。	A	オンライン展示を継続しながら、展示規模の拡大や新たな展示場所・展示方法を模索し、より幅広い層へ障害者美術を鑑賞する機会を提供していく。	
			計画事業	189	余暇活動支援(ほっと・サロン事業)	障害福祉課	就労している知的障害者へ交流の場を提供することにより、就労意欲の増進と就労定着を目指します。	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を通じた場を提供し、就労の定着を目指します。	コロナ過での安全な活動	-	月2回 年24回実施	数値維持継続型	24回開催(登録者18名) 【年24回】 達成率100%	新型コロナウイルス感染防止に留意しながら、主に室内で活動しました。内容については、出席者主体で決めるようにして満足度を高める工夫をしました。	A	新型コロナウイルス感染防止のため、数年中止していた外出行事等を取り入れて、参加者のさらなる満足度の向上と心の安定を図ります。	24回開催(登録者14名) 【年24回】	感染症対策のため中止していた外出行事を再開し、参加者の更なる満足度の向上と心の安定を図った。	A	年間を通して登録を可能とし、区ホームページ等を活用した積極的な周知を行うことで、参加者の拡充を図る。また、区内地域活動支援センターを活用し、精神障害者対象の余暇活動とあわせて充実を図っていく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度				令和5年度				目標値(令和6年度)見直し 見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	190	就労促進支援事業	障害福祉課	一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就職定着支援(企業訪問・三者面談など)を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけます。	一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就職定着支援(企業訪問・三者面談など)を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけます。	就労前準備講座の開催	-	各年度3~4回程度実施	数値維持継続型	2回【2~3回】 達成率 100%	5月と2月に開催した。新型コロナウイルス感染症対策を行うことで対面式で開催しました。参加者間で簡単なグループワークを組み込んだことで、より具体的に今後の就労訓練に活かせる取り組みにできました。	A	企業就労を目指している障害者が、企業で働くことについて具体的にイメージできるよう、また、就労に向けた課題を明確にし、勤務を継続することを目標に今後の就労訓練に生かしてもらえよう、引き続き取り組んでいきます。	0回【2~3回】	令和5年度は就労前準備講座の開催しなかった。代わりに、コロナ過で規模を縮小していた庁内実習の参加人数を2人から4人に増やし、年7回開催することで、就労前の実習の機会を多く提供した。また、3月に区内事業所や都内特別支援学校、障害者雇用を行う企業など、障害者の就労に関わる機関が集まるネットワークとしま会議を4年ぶりに開催し、就労支援機関のネットワークを強化するなど、より効果的な取り組みを実施した。	B	障害者本人に対する支援策を強化するため、就労前準備講座のあり方を検討し、より就労支援に効果的な取り組みを充実させる。また、地域資源である区内の障害者の就労に関わる支援機関の連携と底上げを図る目的で、ネットワークとしま会議は毎年開催し、障害者本人を地域全体で支援していく取り組みを推進する。	
			計画事業	191	日曜教室(つばさCLUB)	学習・スポーツ課	中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう場をつくる。	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう場をつくる。生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	日曜教室(つばさCLUB)実施回数	-	15回	数値維持継続型	15回【8回 *ただし、チームを2分割し月1回活動を行った回数、延べ15回60%】	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、知的障害のある方々の生涯学習活動を充実させるため1回あたりの人数を半分にし、月1回の事業実施ができた。学外学習の機会も提供した。	B	令和5年度については、月2回、全員での活動に戻し、事業を継続して実施するとともに、知的障害のある方の生涯学習活動の充実をより一層図る。	14回【15回】	知的障害のある方々の生涯学習活動を充実させるため、月2回全員での活動を再開し、4年ぶりのバスハイクを実施、学外学習の機会も提供した。	B	引き続き月2回、全員での活動を実施する。受講生の意見を取り入れながらプログラムを作成し、主体的な取り組みを行うことで、知的障害のある方の生涯学習活動の充実をより一層図る。	
			計画事業	192	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	障害者を会計年度任用職員として任用し、区の諸機関で職業体験を積ませ、民間企業への就労を容易にします。	障害者の自立を促進するため、豊島区役所において就労経験を積む場所を提供します。区自らが就労機会の拡大を図ることにより、区民や職員に障害者の雇用促進についての理解も深めていきます。	①任用人数 ②一般企業等への就職	-	①3名 ②契約年数満了までの就職	①数値維持継続型 ②-	①2名【2名】 ②2名【100%】	①障害福祉課にて就労支援専門員指導の下、事務補助、清掃等を実施。図書館にて掲示物の作成、本の修繕等を実施した。 ②チャレンジ従業員2名全員が民間企業へ就職した。	A	チャレンジ雇用での新規募集は需要が無く人員が集まらなかった。障害者雇用をさらに進める方針のもと、別の手法で障害者雇用を活用し、障害者の自立促進に取り組む。	終了				
			計画事業	193	マルチメディアページの充実	図書館課	子ども・若者の読書機会を提供します。	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアページの活用により、読書環境を整備します。	マルチメディアページ等、発達段階に合わせた図書の提供	-	実施	-	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアページ : 119 →10(へ修正) ・りんごの棚 : 201 ・音の出る資料(電子図書館) : 7,507	マルチメディアページの充実に加え、バリアフリー資料を並べた「りんごの棚」を中央図書館にも設置した。また、電子図書館において音声読み上げ資料を増やすなど、音で楽しむ図書の充実を図った。	A	継続して、読書が困難な子ども・若者が楽しむことが出来る資料の充実を図る。また、イベント等の実施検討を行う。	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアページ : 12(2タイトル増) ・りんごの棚 : 333(132タイトル増) ・音の出る資料 : 8,432(925タイトル増)	マルチメディアページ図書については障害の有無に関わらず貸出可能な資料が販売されていないが、奇麗な形で収集できた2タイトルを蔵書に加えることができた。が、りんごの棚の資料や音の出る電子図書館資料については、販売している資料を積極的に収集した。	A	読書が困難な子ども・若者が楽しめる書籍を現物で提供する「りんごのたなスポンサー制度」のさらなる周知と、言語に依存しないボードゲームなどを使用したイベントの実施について検討する。	
⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	重点事業	194	多文化共生推進事業	企画課(多文化共生推進担当)	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等との連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	連携団体数	1件	20団体	数値上昇型	19団体【18団体】(95%)	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。また、東京都が行う「コンゴの外国人店員による子どもの見守り活動事業」において区の窓口となり、周知活動に協力しました。	B	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティ・機関との連携を進めていきます。	20団体【20団体】(100%)	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。令和2年度に実施した外国籍区民への調査では、日本人との交流を希望する声が多かったことから、先述のシンポジウムに参加した団体が国際交流事業を行う際に庁内関係課との調整を行ったほか、豊島区民社会福祉協議会と学習院大学の学生が共同で行う交流イベントに参加・協力するなど、外国人支援団体と連携し国際交流事業を行った。	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、令和6年度の新規事業「外国人支援体制の強化」に向けて区内の支援団体との繋がりを広げ様々な意見を取り入れながら進めていく。	不要
			計画事業	195	日本語指導教室	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童・生徒に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。その際、児童・生徒の個々の状況に合わせた個別指導を行い、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	日本語指導の実施人数	-	-	-	34名	指導者数の減少に伴う新指導体制の構築と安定した指導内容の維持・継続に向けた指導計画を確立した。今後どのような状況になっても、学びが継続できるようにオンライン授業を実施した。	B	学校からの申請依頼に対応できる体制を整える	36名	指導者数の減少に伴う新指導体制の構築と安定した指導内容の維持・継続に向けた指導計画を確立した。教育センターへの児童送迎が保護者の負担となることで、児童への日本語学習に影響が出ないよう、学校への巡回指導の体制を整えた。	B	学校からの申請依頼に対応できる体制を整える	

具体的な取組			事業の概要							目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			目標値(令和6年度)見直し理由(L) ※重点事業のみ※			
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	計画事業	196	日本語初期指導事業	教育センター	学校生活に適應できるようにする。 ※令和2年度より事業内容一部変更	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活に適應できるようにします。	通訳者派遣の実施人数	-	-	-	-	92名	学校からの要請に対し、迅速に派遣した。	A	学校からの申請依頼に対応できるように体制を整える	64名	学校からの要請に対し、迅速に派遣した。	A	学校からの申請依頼に対応できるように体制を整える	
			計画事業	197	外国籍の子どもへの学習支援	教育センター	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援します。	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	日本語初級指導日本語学級	-	-	-	-	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした学習支援を希望者に実施した。	A	今後も推進する。	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした学習支援を希望者に実施した。	A	今後も推進する。	
			計画事業	198	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	①文化観光課 ②広報課 ③学務課 ④土木管理課	①当課における「インバウンド事業の推進」については、外国人向けの魅力の創出・発信、訪区外国人旅行者を増やすための広報・イメージ戦略等を行っている。 ②外国人の方が必要な情報をまとめたページを作成し、3言語(英語・中国語・韓国語)に翻訳したページを公開します。 ③外国籍の方への行き届いた教育の案内 ④交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。	区のパンフレットやホームページなど、各種広報媒体などについて、外国語版を作成しています。	①英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語によるインバウンド冊子の発行冊子数 ②翻訳ページのアクセス数 ③全てのパンフレット・通知の外国語版を作成する。 ④総合窓口課で転入手続きをした子ども・若者を含む外国人に5言語で書かれた自転車安全利用ガイドを配布し、自転車のルール・マナーを普及啓発する。	1外国にルーツを持つ子ども、若者が区内の魅力的な文化観光コンテンツの情報を母国語で入手できる。 ②55,000(令和2年度比約10%増) ③- ④外国人転入者に配布する。(年間約1万枚)	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③- ④数値維持継続型	①4,300【0】 ②44,263(翻訳ページアクセス数)【50,000】 ③- ④10,000枚【10,000枚】	①コロナ禍前に発行したインバウンド冊子については、情報が古くないものについては、再開したイベント等で配付した。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットを作成した。(英語版(リニューアル) 3,000部・繁体字、韓国語 各500部・簡体字 300部) ②ページ内情報を最新のものに更新した。ページ末端のデザイン改修を実施し、全体の視認性を向上させた。 ③外国籍の方等を対象としたアンケート調査において、日本語・英語・中国語の併記とともに、ホームページに他の5言語も掲載し、参照を促す手紙を同封した。 ④総合窓口課で外国人転入者に配布してもらった。	B	①新型コロナウイルスの5類への移行、入国制限解除によるインバウンド需要の復活を見据え、外国人観光客への情報発信のあり方を検討していく。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 ②ページ内情報を最新のものに更新した。 ③日本語・英語・中国語の併記とともに、ホームページに他の5言語も掲載し、参照を促す手紙を同封した。 ④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。	①7,700【0】 ②38,521(翻訳ページアクセス数)【50,000】 ③- ④10,000枚【10,000枚】	①コロナ禍前に発行したインバウンド冊子については、情報が古くないものについては、再開したイベント等で配付した。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 ②ページ内情報を最新のものに更新した。 ③日本語・英語・中国語の併記とともに、ホームページに他の5言語も掲載し、参照を促す手紙を同封した。 ④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。	B	①インバウンド需要の復活し、池袋東口観光案内所リニューアルオープン等の外国人観光客の受入体制を整備しつつ、情報発信のあり方を引き続き検討していく。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 ②ページ内容の更新をする。やさしい日本語ページの活用について検討するとともに、ホームページの周知方法についても検討し、認知度を高めていく。 ③引き続きホームページでは日本語・英語・中国語の併記とともに、5言語の掲載を行い、外国語版のパンフレット・通知の作成を行います。 ④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。			
			計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	通訳サービスの周知	-	-	-	-	-	-	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。	-	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。
⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会復帰を促進します。	就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組めます。	計画事業	199	保護観察対象少年に対する就労支援事業	子ども若者課	社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	-	-	-	-	-	対象者はいせんでしたが、要請があった場合に、常に受け入れることができるように体制を整備しました。東京都の再犯防止研修会の派遣依頼し、職員研修を実施し理解を深めました。	B	保護観察所に受け入れ可能であることを通知し、連携の強化を図り、要請があったときに対応できるように体制を整えます。	-	対象者はいせんでしたが、要請があった場合に、常に受け入れることができるように体制を整備しました。治安対策担当が実施した東京都の再犯防止研修会に参加し理解を深めました。	B	保護観察所に受け入れ可能であることを通知し、連携の強化を図り、要請があったときに対応できるように体制を整えます。	
			計画事業	200	社会を明るくする運動	子ども若者課	7月の強調月間を中心に運動のPRを行い、更生保護の意義について周知します。	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	庁内放送実施回数	-	12回(月・水・金)	数値維持継続型	令和2年度からはコロナ禍の代替策として、庁内放送での周知を実施したが、令和4年度になって中央大会開催のためポスター掲示、としまテレビでの周知を行った。	B	池袋西口公園グロースポーツで中央大会「区民のつどい」を実施し、多くの街ゆく人に社会を明るくする運動の周知を図ります。また、地区育成委員会による地区大会も各地区工夫して実施します。	-	7/9(日)に池袋西口公園グロースポーツで中央大会「区民のつどい」を実施しました。作文コンテストの表彰式と社明合唱団等による合唱を行い街ゆく人に社会を明るくする運動の周知を図りました。また午前中から公園内に社明構成団体等のブースを設置し周知活動を行いました。	A	6年度はセンタースクエアで中央大会「区民のつどい」を実施し、昨年に引き続き作文コンテストの表彰式と合唱等を行います。社明構成団体等や更生保護活動等の周知活動も実施します。			
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援	子ども若者課	青少年の再犯率を低下させるためのサポートをします。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数	-	-	-	-	-	週2回午後青少年相談を実施	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	週2回午後青少年相談を実施	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行いました。更生保護サポートセンターで青少年相談を午後のみ再開しました。	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度				令和5年度				目標値(令和6年度)見直し理由(L) ※重点事業のみ※
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
⑨その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々等)への支援	DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。	相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めていきます。	計画事業	202	女性の専門相談	男女平等推進センター	相談窓口や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を進め、相談を促進し被害の重篤化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関する相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数	-	125件	数値上昇型	119件 【90件(20件、法律・こころ370件)】	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	B	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。	106件 【90件(20件、法律・こころ370件)】	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	A	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。心的支援を強化するため、こころ及びDV相談をそれぞれ月1回拡充します。	
			計画事業	203	緊急一時保護	子育て支援課	DV等で緊急に保護の必要のある女性(子)の安全を確保します。	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護の必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	保護人数(子含む)	-	80人	数値維持継続型	44人 【60人】	実績は目標値を下回ったものの、保護の必要のある女性に対して迅速に保護をおこない、生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を行った。DVの避難後自立まで見守るケースは長期の支援になる。若年女子の定着率は低かった。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながらより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、要保護者のニーズにあわせた対応に心がける。	42人 【60人】	保護の必要のある女性(子含む)に対して迅速に保護をおこなった。女性センター保護の選択のみではなくニーズに合わせた保護を考えた。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を含めた支援を行った。DVでの避難後は自立まで長期の支援になっている。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながらより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、できる限り要保護者のニーズにあわせた対応に心がける。	
			計画事業	204	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	多様な人々の生き方や考え方に触れ、考える機会を提供することで、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を図ります。	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。		-	-	-	-	・東京レインボープライド2022に出演 ・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②まるごとミュージアム「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③アーマーズマーケット「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・パートナーシップ制度5周年記念イベント(講演会、オンラインによる交流イベント)	A	・東京レインボープライド2023に出演 ・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②まるごとミュージアム「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③アーマーズマーケット「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ④人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・パートナーシップ制度5周年記念イベント開催 ・区立小中学校教職員向けの人権教育研修「性の多様性」実施	B	・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②エポック10「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・当事者やその周囲の方(家族・友人等)が抱える悩みに対し相談ダイヤルを月1回開設予定			
			計画事業	205	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する児童・幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童・園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数	-	配置人数該当校・園に1~2人	数値維持継続型	2人 【2人】 50%	必要とする学校へ会計年度任用職員(一部人材派遣)として看護師を配置した。	B	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。	2名 【2名】	必要とする小学校2校へ会計年度任用職員(一部人材派遣)として看護師を配置しました。	A	引き続き必要な児童のいる小学校に看護師を配置します。	
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	保健予防課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合 ②ゲートキーパー養成数(累積)	-	①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①79.6% 【70%】 ②3,250人 【3,300人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	①79.6% ※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。 【70%】 ②3,603人 【3,430人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	A	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	
			計画事業	135	青少年自殺予防対策事業【再掲】	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコーデュランドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数	-	200人	数値上昇型	170人 【130人】	<ジャンプ東池袋> 夏休み昼食前後に心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 <ジャンプ長崎> ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続実施します。ビジュアルワークについては、参加しやすいようグループでの参加など工夫します。	172人 【170人】	<ジャンプ東池袋> 心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 <ジャンプ長崎> ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいようグループでの参加など工夫します。	
			計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口の周知や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。外国人被害者や性的少数者の方への相談対応を進めます。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数	-	10回	数値上昇型	10回 【8回(区立中学校数)】	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。 ・恋人間暴力の種類などを記載したデートDV啓発パンフレットを「成人の集い」に配布しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施する他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座の実施します。	12回 【8回(区立中学校数)】	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図る他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図る他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座を実施します。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			目標値(令和6年度)見直し		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
(2) 相談体制の充実と情報発信																					
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業(アスとしま)【再掲】	子ども若者課	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	①登録相談者数 ②相談者の状況	①99人 ②問題が重篤化した状況で緊り、継続支援になるケースが多い。	①数値上昇型 ②-	①349人【350人】 ②タブレットパソコンからのメッセージによる相談がさらに増加した。	公立小中学校卒業時や成人式でのアスとしまカード配布による情報提供、中高生センタージャンプへの出張相談などは継続を続けるとともに、新たにLINEでの情報発信を行うことで周知に努めた。	A	アスとしまカード配布による周知や中高生ジャンプへの出張相談を継続し、相談しやすい環境を提供しつづけること、若年層の利用が多いLINEでの情報発信を充実させていく。	①441人【350人】 (176.4%) ②アスとしまおはなしでの相談は、全体件数のおよそ7割を占めている。	1学期、区立小中学生全員に「アスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアスとしまカードを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ(アスとしまおはなし)による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りを努める。	不要	
			計画事業	206	福祉包括化推進会議の設置	福祉総務課	複合的な課題をもつ相談者に対する支援を複数課において一元的に実施する体制を作るための意見交換の場をつくりやす。	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、区役所本庁舎4階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を作って庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉包括化推進員部会の開催	-	12回	数値維持継続型	12回【12回】	複合的な困難ケースに対し各課連携を行い、適切な支援に繋がった。また、これまで蓄積してきた事例を事例集として取りまとめた。	B	引き続き推進会議で情報共有や連携を行い、適切な支援に繋げる。事例集については、毎年内容を更新する。	9回【12回】	複合的な困難ケースに対し関係各課で情報を共有し、連携をはかりながら適切な支援につなげました。令和5年度から重層的な支援体制整備事業が本格実施されたことに伴い、福祉包括化推進会議および部会のありかたについての検討を進めました。	B	引き続き、福祉包括化推進部会において、困難事例等の情報共有を踏り、適切な支援につなげていきます。また、未解決の困難ケースへの支援検討のみならず、多機関連携により適切な支援につなげた成功事例も会議の中で共有し、庁内全体の窓口職員のスキルアップにつなげていきます。	
			計画事業	207	健康相談事業	健康推進課 長崎健康相談所	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。	「健康相談(保健・栄養)」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施しています。	実施回数	-	34回(健康相談24回、女性のための専門相談10回)	数値維持継続型	34回【34回】	予約制の健康相談を24回、女性のための専門相談を10回、電話による随時の健康相談を実施しました。	A	継続して実施し、疾病予防や健康づくりを支援する相談体制を維持します。	34回【34回】	予約制の健康相談を年間24回、女性のための健康相談を年間10回、電話による随時の健康相談を実施しました。	A	継続して実施し、疾病予防や健康づくりを支援する相談体制を維持します。	
			計画事業	208	精神保健福祉相談	健康推進課 長崎健康相談所	こころの不調や病気について、適切に対処できるように支援します。	こころの不調や病気について、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。	実施回数	-	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回	数値維持継続型	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回	こころの不調や病気について、予約制の精神科専門医による相談と、精神保健福祉士による家族相談を実施しました。また、電話等による随時の相談を実施しました。	A	継続して実施し、こころの不調や病気についての相談体制を維持します。	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回【専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回】	こころの不調や病気について、予約制の精神科専門医による相談と、精神保健福祉士による家族相談を実施しました。また、電話等による随時の相談を実施しました。	A	継続して実施し、こころの不調や病気についての相談体制を維持します。	
			計画事業	209	消費生活相談事業	生活産業課	消費生活相談の充実状況により弁護士による法律相談を実施します。	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関するものは、状況により弁護士の法律相談を案内しています。	相談事業の実施数 ①相談件数 ②ヤミサラ相談	-	①2,700件 ②25件	数値上昇型	①2,340件【2,500件】 ②2件【20件】	消費生活相談、ヤミサラ相談事業を実施しました。	B	相談が必要な人への支援について情報発信を行います。また、消費生活センターの受付時間を30分延長し、相談者の利便性向上に努めます。	①2,691件【2,500件】 ②2件【10件】	ホームページやSNS活用した情報発信するとともに、消費生活センターの受付時間を30分延長し、相談者の利便性向上に努めました。	A	高齢者、若者を対象とした被害防止キャンペーンや多重債務特別相談の情報発信を行い、消費者相談の充実を図ります。	
			計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	1歳の誕生日に合わせて訪問し必要な支援を提供する。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	ハースデー訪問件数	-	1,000件	数値維持継続型	936件【850件】	コロナの状況が変化し1歳の訪問の希望者が増加した。	A	ハースデーサポート事業の取り組みとして訪問アンケートを実施、後日子ども商品券を送付する。	1,201件【950件】	ハースデーサポート事業の実施で訪問希望者が増加した。	A	引き続きハースデーサポート事業として取り組み、未通園児の家庭の孤立化防止に努める。	
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセラーを行います。	配置校数(全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼をする。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	
			計画事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、困難を有する子ども・若者やその家族への相談体制を充実させます。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設【①令和3年度中に開設】 ②- 【②50件】	①- ②数値上昇型	①設置に向け検討【令和5年度中に開設】	「子どもの権利委員会」を全4回実施し、令和5年9月に「子どもの権利相談室」を設置する方向で進めていくこととなった。また、子どもの権利に関する相談窓口として子どもの権利相談員を令和5年度に設置することが決定した。	A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、アウトリーチ型の相談を進める。	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキャップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			目標値(令和6年度)見直し			
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子ども自身や家族からの相談を受け、子どもの権利を守ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	-	-	20件	数値上昇型	55件 【20件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター（仮称）の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行する。	28件 【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	
			計画事業	41	人権擁護委員相談事業【再掲】	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	-	-	-	13件（作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されなかったため、相談者が子どもかどうか不明。）	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は全13件）	B	引き続き電話相談は継続し、対面相談の再開準備をする。	17件（電話9件、対面8件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されなかったため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は9件）。令和5年8月より毎月第2・4木曜日に対面による人権相談を再開（相談件数は8件）	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。		
			計画事業	43	子どもに関する相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	東西子ども家庭支援センター相談件数	-	-	13,000件	数値上昇型	13,347件 【13,000件】	コロナの状況の変化とともにコロナ禍前の状態に戻りつつあったが、来館せず相談できることの周知につため、些細な相談へも丁寧な支援を行う。	A	引き続き、様々な相談方法や来館せず相談できることの周知につため、些細な相談へも丁寧な支援を行う。	16,102件 【14,000件】	SNSでの発信を強化し、来館せず相談できることの周知につため、	A	引き続き、様々な相談方法や来館せず相談できることの周知につため、気軽に相談しやすい施設を目指す。	
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談【再掲】	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受ける。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	-	-	10件	数値上昇型	6件 【3件】	令和5年2月児童相談所開設後に相談カードを区立小4～中3と区内施設へ配布し周知した。	B	令和5年7月にSOSカードを再度配布する予定である。普及啓発を継続する。	26件 【3件】	キャラクターを活用したSOSカードの配付、子どもの権利相談室開設に併せてフリーダイヤルの周知をしたことで、相談電話件数が増加した。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努める。	
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	-	-	14,000件	数値上昇型	11,358件 【12,000件】	DV被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を引き続き2回実施した。	B	あらゆる機会をとらえ、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設ける。	10,442件 【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	
			計画事業	60	乳幼児健康相談【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組みめるよう支援します。	身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。	実施回数	-	-	42回	数値維持継続型	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	
			計画事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減をはかります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	講座参加者数（地域組織化）	-	-	6,000人	-	4,923人 【4,900人】	講座への参加により地域のつながり作りができた。	A	コロナ禍が落ち着いたことでより仲間作りの要望の高まりが予想されるため支援する。	5,565人 【5,000人】	コロナ禍が落ち着いた講座の定員を戻し実施、またオンライン予約の導入で参加しやすい状況を作ることができた。	A	引き続き、子育ての負担軽減につながる講座を企画開催し、子育て世帯の孤立化防止を目指す。	
			計画事業	72	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	-	-	5,000件	数値上昇型	3,460 【3,800】 (91.1%)	長引く、新型コロナウイルスにより、来庁者はほぼ横ばいとなっている。「としまもつと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信を、子育てインフォメーションが主体となり9月から開始した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	4,373 【5,000】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者増加した。「としまもつと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度				令和5年度				目標値(令和6年度)見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	74	マイほいくえん事業【再掲】	保育課	「マイほいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数(1園あたり平均)	-	増加	数値上昇型	17.6人【15人】	妊産婦出産時に配布する母子保健バックに事業のリーフレットを封入するなど、出産を控えている方とそのパートナーへの事業の周知に力を入れることで、登録者を増加させることができました。	A	令和5年4月より私立保育所、地域型保育事業と協働し、事業実施園を拡大することで、区民にとってより身近な保育園になるように事業を実施する。	9.4人【10人】	事業実施園が私立保育所、地域型保育事業所まで拡大したことで、登録者数が増え、区民にとってもさらに保育園が身近な場所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを開催する。参加者にマイほいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。	
			計画事業	82	乳幼児健全育成相談事業【再掲】	保育課	育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数	-	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①712件【600件】 ②8件【36件】	大規模なイベント開催を縮小するなかでも、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナウイルスの感染症上の位置付けが変更されたことなどを踏まえ、今後の状況も考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	①304件【600件】 ②19件【36件】	大規模なイベント開催を難しいものの、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナウイルスの分類変更も踏まえ、今後の状況を考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	
			計画事業	158	教育相談【再掲】	教育センター	養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対する解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数	-	460件	数値維持継続型	444件【460件】(97%)	令和4年度の取組みとして新たなパンフレットの作成や教員向け資料を作成・周知したことにより、学校における教育相談の認知度が高まったことやコロナによる制限が徐々に緩和されたことで、相談件数がコロナ禍以前の水準に戻りつつある状態となった。	B	関係機関との連携強化のため、担当相談員が各支援機関への資料配布及び事業説明による訪問活動を実施し、これまで以上に円滑な連携、顔の見える連携を進めていく。	495件【460件】	令和4年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携することで、教育相談の認知度が高まり、相談件数が目標件数を上回った。	A	令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	
			計画事業	174	発達支援相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお父さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業)	発達相談件数	-	5,200件	数値上昇型	5,083件【5,000件】	行事やイベントは中止することなく実施できた。個別の専門相談については枠を月8日分増設。指導室の不足には、サテライト施設として区民ひろば2か所を借りて実施した。	B	引き続き、相談枠増設分(R4年度—8日、R5年度—16日)を継続し、相談への早期の対応をする。	7,430件【6,000件】	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。	不要
			計画事業	177	発達障害者相談窓口【再掲】	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の運営	-	相談者数180人	数値上昇型	205人【180人】	区民向けに広報としま・講演会実施時に、関係機関向けに連携会議やリーフレット配布等で窓口の周知をし幅広く相談に応じ、相談内容により、関係機関と連携をとった。	A	窓口の周知に努め、引き続き関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	217人【190人】	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口・講演会等を幅広く広報し、関係機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図った。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を図った。	A	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口の周知に努め、関係機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化する。個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	
			計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談【再掲】	教育センター	-	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	-	-	-	-	-	-	終了	終了	終了	終了	終了		
			計画事業	180	巡回子育て発達相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設への訪問件数	-	500園	数値維持継続型	533園【500園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行った。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	560園【540園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行った。特にスキップからの依頼が増加した。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】	子ども若者課	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成します。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数	-	-	-	-	週2回午後青少年相談を実施	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	週2回午後青少年相談を実施	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行いました。更生保護サポートセンターで青少年相談を午後のみ実施しました。	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	